## 海上コンテナ車の一部区間通行不可のお知らせ

特殊車両通行許可を申請される方々にお知らせします。

令和5年1月の道路情報便覧データの更新にともない、神戸市道山麓線・湊町線の一部区間に おける海上コンテナ車の通行を不可といたします。

ご利用の方々にはご不便をおかけいたしますが、交通の危険防止等のため、ご理解をお願いいたします。

対象区間	神戸市道 山麓線(鵯超〜夢野町2)、湊町線(夢野町2〜湊川公園西口) (下記の図の通り)
対象車種	海上コンテナ用セミトレーラ連結車(海上コンテナ車) に限る
その他	・海上コンテナ車は、上記対象区間に代えて、国道2号、175号、阪神高速等の重要物流道路及び山麓バイパス等をご利用願います。 ・既に通行許可を取得済みの場合は、これを取り消すものではありませんので、許可証の有効期間内はこれまで通り通行が可能です。

## (対象区間)



神戸市建設局道路管理課 特殊車両担当